

三 条 民 商

三条民主商工会
 三条市興野2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2018年12月17日
 2350号

消費税学習会開く

12月11日 三条民商事務所

インボイス制度、中小業者は取引から排除の危機
 11日、合同経理長岡の星野税理士さんをお招きして消費税の学習会を開きました。役員さんを中心に14名が参加、元税務署職員の坂井税理士さんも参加して頂き税務調査などについてもお話ししてもらいました。

「消費税は社会福祉の為に政府は言い続けているが実態は大企業減税の穴埋めに使われているのはあきらかだ」「消費税が導入、増税のたびに法人税や所得税の最高税率が引き下げられている」

「大企業、富裕層の優遇をやめれば10%への増税は必要ない」「インボイス制度が導入されたら、免税事業者は取引から排除されます、弱い立場に追い込まれる」など消費税の問題点やインボイス制度などについて詳しく説明。

参加者から「農協を通せばインボイス制度の適応はないと聞いたが本当か」「や」「税務署の職員が消費税は9割以上の人がきちんと納めていると言っていたが本当か」などの質問がだされ「農協はインボイス制度の適応除外になっている、政府が反対を恐れているのだろう」「税務署からは消費税の滞納が多いとは言えないはずだ」などの回答でした。



最後に「消費税増税は世論の盛り上がり次第で中止に出来る、民商が中心になって頑張つて欲しい」と締め括り学習会を終えました。

自主計算パンフレット配布 「日常的な自主計算活動」会員さんへ



全商連発行の自主計算パンフレット2019年版が出来てきました。パンフレットの前半は景気や税金をめぐる情勢が詳しく載っています。後半は所得税の計算の仕方を始め消費税や市民税について又税務調査や徴収・滞納処分から身を守る対策など内容豊富。新聞ルートで配布します。

☆会費納入のお願い

今月は一年の締め括りの月となります。会費の早めの納入、年内分会費は年内納入にご協力お願いします。

年末調整相談会

日時 12月21日(金) 午前10時～午後6時
 1月 7日(月) 午前10時～午後6時
 8日(火) 午前10時～午後6時
 場所 三条民商事務所
 用意する物



- ◎ 源泉徴収簿、支払給与の金額が分かるもの
- ◎ 扶養控除等(異動)申告書、社会保険料控除、生命保険金額など所得控除金額の分かるもの
- ◎ その他、住宅所得控除等書類など年末調整をするのに必要な書類
- ◎ 前期分の納付書の控え

◎今回の主な変更点

☆配偶者特別控除の控除額が引き上げ
 配偶者特別控除では今まで収入が103万円までは38万円控除で103万円を超える区段階的に控除額が下がっていきましたが今回の改正で、所得控除額38万円の対象となる配偶者の年収の上限が103万円から150万円に引き上げられました。配偶者がパートなどで働いている場合は注意が必要です。

☆給与所得者の配偶者控除等申告書の改正
 今までの「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。

☆源泉所得税の納期期限

「納期の特例」の承認を受けている会社や個人が、7月から12月までの間に支払った給与等の源泉所得税の納付期限は翌年**1月20日**になっています。
 12月と年明け1月に年末調整相談会を行います。ぜひ、ご参加ください。不明点などは事務所までお問い合わせを

新年会(青旗開き)

日時 1月12日(土) 午後6時
 場所 三条ロイヤルホテル
 会費 4000円



☆民商役員、共済役員、婦人部、青年部、各支部役員、民商会員の皆さんお気軽にご参加下さい。

2019年版「いぬ・ねこがよい

書法の手帳「いぬ・ねこがよい」

定価 1200円(税別)



写真家・岩合光昭さんのかわいい「いぬ・ねこ」の写真がのつてるカレンダーです。購入希望の方は民商まで連絡を!